

電子公告のリスクを低減

01 1日192回、他社の32倍の調査頻度

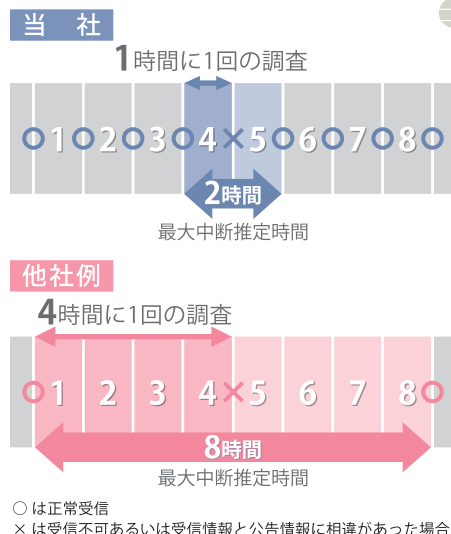
－公告掲載状況をより正確に把握しています－

電子公告調査は、「6時間に1回以上の頻度で」行う規則になっています。^(注1)

当社では、1時間に1回の頻度で、東京および大阪データセンターの2カ所から本調査を行っています。1日192回(03の図参照)調査を実施していますので、4時間に1回の調査を1拠点から実施している調査機関に比べて、32倍の頻度で調査していることとなります。

例えば、4時間に1回の調査を1拠点から実施している調査機関の場合、1日の調査はたった6回にすぎません。この場合、実際に生じた公告の中断^(注2)が短時間のものであっても、たった1回の中断により「推計されることになる公告の中断が生じた可能性のある時間の合計」^(注3、以下「最大中断推定時間」といいます。)は、8時間にもなってしまいます。つまり、単発の中断が3回発生すれば、調査結果通知に記載される「最大中断推定時間」は24時間すなわち1日にもなってしまいます。

当社では、1時間に1回の頻度で本調査を行うことにより、実際の掲載や中断状況をより細かく反映した調査結果通知を発行しています。



02 10分間隔で行われるテスト調査

－公告開始前の事前確認・公告の中断の早期発見に役立っています－

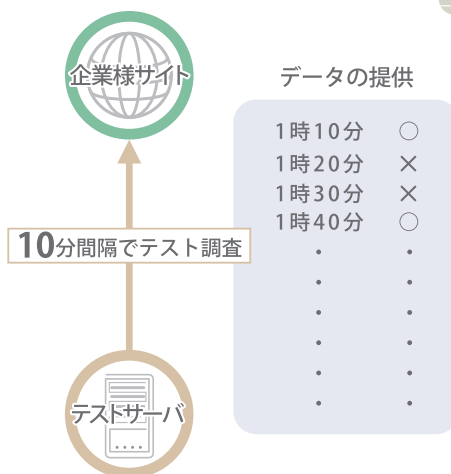
当社では、本調査のほか、別拠点から10分間隔でテスト調査^(注4)も行っています。

これはまず、本調査に備えて、適切な掲載がなされているかどうかの確認を行うためです。具体的には、事前にいただいた公告情報と実際に掲載された公告情報の同一性確認や、事前にお知らせいただいたアドレスへ正常に掲載していただいているかどうかを確認します。

さらに、当社のテスト調査は公告期間中も継続しています。

公告の中断が生じた時間の合計が公告期間の10分の1を超えてしまうと、その公告は無効となってしまいます。^(注5)当社では、テスト調査により公告の中断状況を細かく把握しております。

また、もし公告の中断が発生した場合には、追加公告^(注6)において公告する内容である「公告の中断が生じた時間」のご参考として、データの提供も行っています。



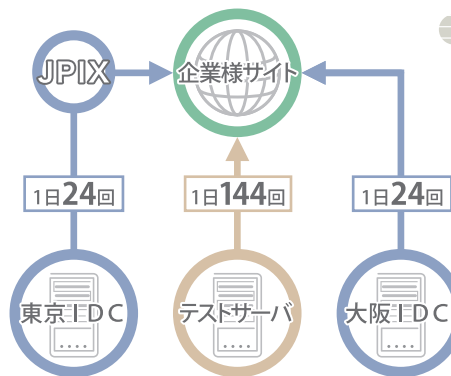
03 3拠点・9回線の高品質な光ファイバーによる調査

－調査業務停止のリスクを最大限に回避しています－

本調査は、東京データセンター(東京都江東区)および大阪データセンター(大阪市西区)より、テスト調査は別拠点より実施しています。各拠点には信頼のおける光ファイバー各3本を使っています。

また、各データセンターは、都市インフラ系(電気、ガス)の国内最高の設備を備えた環境にあり、極めて安定した電源の供給が保証されています。

特に、東京データセンターのメイン回線には、J P I X^(注7)に直結した回線を利用し信頼性を高めています。



注1 電子公告規則第5条第1項第1号イ

注2 会社法第940条第3項

注3 電子公告規則第7条第1項第4号

注4 お客様のご要望により、テスト調査を実施しない場合があります。

注5 会社法第940条第3項第2号

注6 会社法第940条第3項第3号の規定による公告(中断が生じた旨、中断が生じた時間及び中断の内容を、元の公告情報に加えて行う公告)をいいます。

注7 J P I Xとは、日本インターネットエクスチェンジ株式会社が運営する国内最大のインターネット接続拠点です。J P I X直結により、お客様サイトへのアクセスが、より効率的に行えます。